

災害発生から共済金給付まで

会員の活動中の災害



単位 PTA 会長

PTA事務

○災害発生後 30 日以内に提出するもの

- ①災害報告書（様式－４）
- ②PTA活動等の行事であることを証明する書類（公文書 ※公印押印）
- ③年間行事計画書

○負傷・傷病が治癒した時点又は事故発生日から、その日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時点で提出するもの

- ①共済金支払請求書(様式－５)
- ②医療報告書(様式－６、様式－７)
- ③領収書
- ④診断書(様式－８)
 - ※通院実日数が 7 日以上の場合
 - ※通院実日数が 6 日以内の場合でも手術及び固定具を使用した場合
- ⑤診断書料（文書料の領収書の原本）※ 1 災害につき 1 通



安全委員会

審査委員会



受領書

給付通知
振込

単位 PTA
(会長名義口座へ振込)

共済金(単 P より被災者へ)

受領書(※被災者押印)

被災者

お問い合わせ先

(一社) 沖縄県PTA連合会 安全委員会

☎ (098) 867-8645/E-mail: oki-ken.p.an@woody.ocn.ne.jp